

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

別のアルバイト先から出勤する途中に負ったけがは通勤災害になるか

アルバイトを掛け持ちしている学生が、別のアルバイト先から遅刻しないよう慌てて通勤してくる途上、横断歩道で転んで手首をねんざしました。この場合、通勤災害に該当するのでしょうか。また、学生アルバイトの場合、今回のように別のアルバイト先から通ってくるほか、自宅から直接来たり、学校との行き帰り途中に向いたりとはさまざまですが、これらのケースでも通勤災害となるのでしょうか。ご教示ください。

(神奈川県 H社)

A

別のアルバイト先から当該事業所への移動が合理的な経路と方法によるもので、逸脱または中断がなければ、通勤災害として認定される

回答者 武安由美子 たけやす ゆみこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.「通勤災害」について

労災保険法7条1項2号では、「通勤災害」を「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」と定義され、労働者が通勤に通常伴う危険が具体化したことによって被ったものとされています。例えば、電車の急停車により転倒して受傷した場合や駅の階段から転落した場合が該当します。

「通勤」の考え方としては、「労働者が、『①就業に関し』、『②住居』と『③就業の場所』との間の往復を、『④合理的な経路及び方法』により行うことをいい、『⑤業務の性質を有するもの』を除くもの」と解釈されています(同条2項1号)。なお、移動の経路を逸脱し、または移動を中断した場合には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません。ただし、逸脱または中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるもの(例えば、日用品の購入、学校で授業を受ける行為、病院での診察・治療など)をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。

「①就業に関し」とは、移動行為が業務に就くた

めまたは業務を終えたことにより行われるものであることが必要とされています。つまり、通勤と認められるには、移動行為が業務と密接な関連をもって行われることが必要です(昭48.11.22 基発644、平3.2.1 基発75、平18.3.31 基発0331042、平20.4.1 基発0401042)。

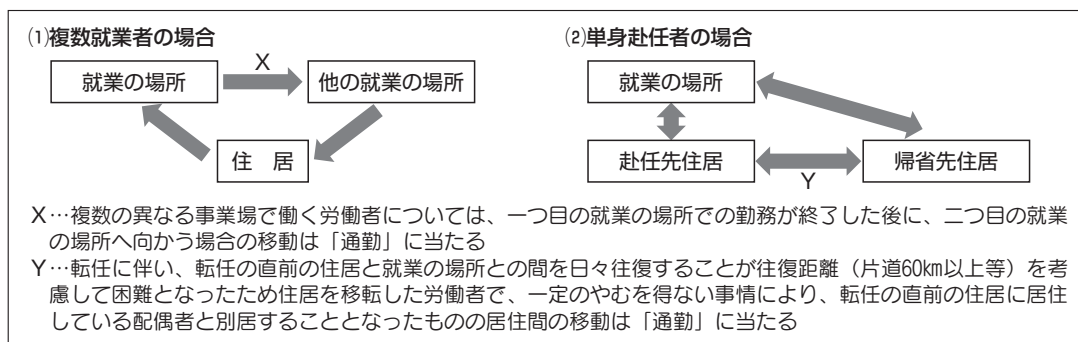
「②住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、就業のための拠点となるところをいいます。したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借りて、そこから通勤している場合は、そこが住居とされています。

「③就業の場所」とは、業務を開始し、または終了する場所をいいます。本来の業務を行う場所のほか、物品を得意先に届け、その届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場等がこれに当たります。

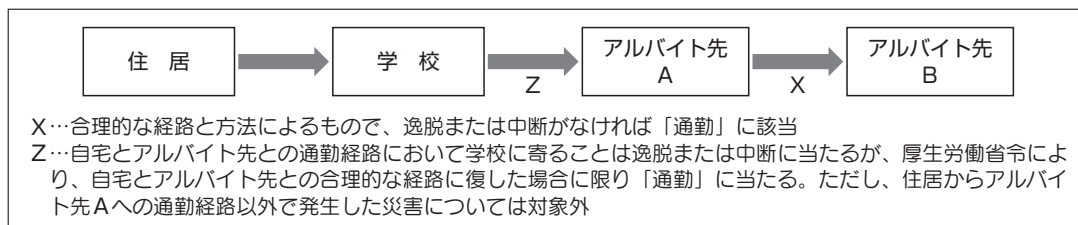
「④合理的な経路及び方法」とは、住居と就業の場所との間を往復する場合等に、一般に労働者が用いるものと認められる経路および手段等をいいます。

「⑤業務の性質を有するもの」とは、前述の要件を満たす移動行為ではあるが、当該移動行為によ

図表1 就業場所間や住居間の移動と通勤の関係



図表2 学校からアルバイト先A、Bへの移動と通勤の関係



る災害が業務災害と解されるものをいいます。例えば、事業主の提供する専用交通機関を利用した通勤、突発的事故等による緊急用務のため、休日または休暇中に呼び出しを受け予定外に緊急出勤する場合などです。

これら①～⑤の要件を満たすことで通勤災害と認められますが、ダブルワークや単身赴任等の事例増加により、現在では「就業の場所から他の就業の場所への移動（〔図表1〕(1)のX）」や「住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動（単身赴任や要介護状態親族を介護中で住居が二つあると見なされるケース）（〔図表1〕(2)のY）」についても一定の要件を満たせば、通勤災害として認められます（平18. 3.31 基発0331042）。

2. ご質問のケースの場合

ご質問のケースでは、掛け持ちをしている別のアルバイト先からの移動が通勤に当たるかどうかポイントになります。

前述のように住居から別のアルバイト先での就業後、当該事業所へ移動する場合、それが合理的な経路と方法によるもので、逸脱または中断がなければ、通勤に該当するため、その間に発生した

災害については通勤災害と認められます（〔図表2〕のX。ご質問の会社がアルバイト先Bとなる場合）。

なお、労災保険給付手続きを行うのは、アルバイト先Bとなります。通達（平18. 3.31 基発0331042）において、「事業場間移動は当該移動の終点たる事業場において労務の提供を行うために行われる通勤であると考えられ、当該移動の間に起こった災害に関する保険関係の処理については、終点たる事業場の保険関係で行う」と定められているためです。

その他のケースとしては、自宅から直接来る場合は、合理的な経路と方法、かつ逸脱・中断がなければ、当然に通勤災害と認められます。また、学校から直接会社に出向いた場合（〔図表2〕のZ。ご質問の会社がアルバイト先Aとなる場合）は、学校に寄る行為自体は「逸脱または中断」に該当しますが、日常生活上必要な行為として厚生労働省令で認められているため、学校からアルバイト先Aへの経路において合理的な経路、すなわち、自宅とアルバイト先との通勤経路に復した場合に限り、その区間で発生した災害は通勤災害と認められます（つまり、住居からアルバイト先Aへの通勤経路以外で発生した災害については対象外となります）。